

しあわせな二人でいるために

デートDVを知っていますか

付き合っている人や恋人との間で起こるDV(ドメスティック・バイオレンス)のことをデートDVといい、主に若年層の交際相手からの暴力のことを指します。

調査によると、女性の約5人に1人は交際相手から被害を受けたことがあるとされており、デートDVには、次のようなことが当てはまります。

からだへの暴力

たたく・ける・物を投げつける・髪の毛を引っ張る

こころの暴力

大声でどなる・バカにする・束縛する・おどす・無視する

サイバー暴力

無断で携帯電話やスマートフォンをチェックする・インターネットへ書き込む・写真を使っておどす

お金の暴力

お金を払わせる・お金を借りて返さない・プレゼントを要求する

性的な暴力

無理やり体を触る・性行為を強要する・裸の写真を撮る

暴力はどんな理由があっても、絶対に認められませんし、相手の自由を奪うことや支配することもあってはいけません。

配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。

「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんな相談も気軽に相談してください。



● 問い合わせ先

人権男女共同参画課

☎(580)1840

相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付時間
配偶者などからの暴力	配偶者暴力相談支援センター	☎(584)0052	月～金曜日 午前8時半～午後5時15分 (祝日を除く)
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎(663)8724	月～金曜日 午後5時～午前0時 土・日曜日、祝日 午前9時～午前0時
	ちくし女性ホットライン	☎(513)7335	月・水～金曜日 正午～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時(祝日を除く)
	DV相談+ <small>プラス</small>	☎0120(279)889 <small>つなく はやく</small>	24時間(ホームページからメール相談も可) チャット相談 正午～午後10時 ※10カ国語対応、安全な居場所を提供
	福岡法務局女性の 人権ホットライン	☎0570(070)810	月～金曜日 午前8時半～午後5時15分 (祝日を除く)
暴力を止めてほしい、被害届を出したい	春日警察署生活安全課	☎(580)0110	代表 24時間 ※緊急の場合は110番
犯罪被害	性暴力被害者支援センター・ふくおか	☎(409)8100	24時間
悩みごと	まどかぴあ男女平等推進センター「総合相談」	☎(586)4035	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、第1・3水曜日を除く) ※面談は要予約

※各相談機関とも年末年始は休みです。(110番を除く)